

No.	質 問	回 答
1	測定項目「放射線等測定・核種測定」及び「ダイオキシン類」の測定は、再委託可能でしょうか。	業務の主体部分(水質分析及び濃度計量証明書発行)については、再委託不可とします。但し、水質分析のうちダイオキシン類の検査のみ、再委託可とします。 なお、一部再委託をする場合は、書面等により事前に発注者から承認を得る必要があります。
2	自社分析できない項目がある場合に下請けを使ってもよいのでしょうか？	質問1の回答と同様です。